

第四十六回国 参議院法務委員会會議録第三号

昭和三十九年二月六日(木曜日) 午前十一時十三分開会

委員の異動

二月四日

大矢 正君 補欠選任

二月五日

大矢 正君 補欠選任

出席者は左のとおり。

- 委員長 中山 福藏君
理事 後藤 義隆君 和泉 覚君
委員 植木 光教君 鈴木 一司君 鈴木 万平君 高橋 衛君 亀田 得治君 中村 順造君 山高しげり君 岩間 正男君

- 政府委員 法務省刑事局長 竹内 壽平君
最高裁判所長官 代 矢崎 憲正君
最高裁判所事務 総局刑事局長
事務局側 常任委員会 西村 高兄君 専 門 員

本日の會議に付した案件
○檢察及び裁判の運営等に関する調査

(四国放送及び徳島新聞事件に関する件)

○委員長(中山福藏君) これより法務委員会を開会いたします。

本日は、檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題とし、四国放送及び徳島新聞に関する問題について質疑を行ないます。

○亀田得治君 本件は、前からずっと数回質疑を重ねてきておる問題であります。その後、徳島の檢察審査会が職権でこの問題を取り上げ、審議して結論を出したわけであり、最初に最高裁のほうからこの審査会の経過並びに結果をひとつ御報告願いたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) お答え申し上げます。

その前に一言御了承いただきたいところがあるのでございますが、それは、御承知のように、最高裁判所は檢察審査会に対しまして何らの監督権を持っておりません。ただ、しかし、檢察審査会法によりまして檢察審査会に事務局が設けられておる。その事務官を裁判所事務官の中から任命するということが、それから檢察審査会に要する経費を裁判所の経費として国の予算に計上しなければいけないというところが法律で定められておる。その関係で裁判所が檢察審査会のめんどろを見ておるわけでございます。ですから、配置定員をよけいによやしてくれとか、それか

らまた予算を増額してくれというような希望は、檢察審査会のほうから最高裁判所のほうへ申しております。それと同時に、議決がありまして、議決書の写しを最高裁判所のほうへ送ってまいるのでございます。したがって、本件につきましては、そういう関係で議決書が参っております。これからお答え申し上げます。議決書にありますが、その点について御承知をいたします。

まず、前川静夫さん、それから森田茂さん、それから岡田太郎さん、米沢新三郎さん、それから小幡義治さん、それから阿部滋さん、武市仁一郎さん、この七名の方に対して業務上横領等被疑事件につき捜査が行なわれまして、昭和三十七年十月三日に徳島地方檢察庁の天野検事が不起訴処分をなされたわけでございます。これが六日の職権審査を徳島の檢察審査会で開始いたしました。三十八年の七月二十七日に議決があったわけでございます。

この議決の趣旨、これは議決の結論になるわけでございますが、それについて申し上げます。ただいま申し上げました七名のお方の中で、米沢さん、それから小幡さん、阿部さん、武市さん、この四人のお方の不起訴処分については、はっきり結論は出ておりませんけれども、不起訴処分が妥当であるという趣旨にうかがわれ

まして、残りの前川さん、森田さん、岡田さん、この三人の方について不起訴処分が不当であるという結論が出ておるわけでございます。

その趣旨について申し上げます。まず前川静夫さんについてでございますが、前川静夫氏について行なわれました不起訴処分については、七つの事実をあげましてそれについては不起訴が不当である、これについては起訴すべきだという結論でございます。この事実については、徳島新聞関係と四国放送関係について分かれておりますが、まず徳島新聞社関係について申し上げます。一番目に同社のB勘定すなわち秘密資産、眞資産の業務上横領、それから二番目に徳島新聞社の法人税法違反、それからさらに三番目に徳島新聞社の所有の空地の横領、それから四番目に宅地の購入に伴う金員の業務上横領、それから五番目に四国放送株式会社の株式取得に伴う金員の業務上横領、この五つの事実についていずれも不起訴処分が不当であつて起訴が相当であるという結論でございます。それから次にやはり前川静夫氏につきまして四国放送株式会社関係につきまして、一番目に同社のB勘定繰り入れ分の広告料金についての業務上横領、それから二番目に同社の特定社員に対しての裏給与支出の業務上横領、これらの二つの事実についていずれも不起訴処分が不当であつて起訴が相当である、こういうことになっております。

次に、森田茂氏それから岡田太郎氏の両氏につきましては、四国放送株式会社の関係の分についてでありまして、すなわち同社の勘定繰り入れ分の広告料金についての業務上横領、それから同社の特定社員に対する裏給与支出の業務上横領、この三点について、不起訴処分が不当である、起訴が相当であるという結論でございます。

この事件は四国放送株式会社取締役戎谷利平氏の告発によつて捜査が開始されたものである。だから、一般的には会社内部の勢力争いというように見受けられないこともないかもしれない。しかし、被疑事実は認められるのであるから、これについて起訴猶予の戎谷氏も、本件に関係がないというふうな状態にあるとすれば、それはそれで十分に捜査をなさるべきである。もしもかりにマスコミの実力者であるということと捜査が徹底的に行なわれないうちで、この疑念や誤解を少しでも社会一般に持たれるようなことがあつてはいけない。だから、檢察当局はあらゆる障害を排除して徹底的に再捜査を行なつてぜひ公訴を提起されるように重ねて強く要望する次第なんだ、というふうなことが大体大まかな結論でございます。

○亀田得治君 非常に多岐にわたる報告であつたわけですが、その報告の中で、前川に関する部分ですが、前川の宅地購入のために新聞社のB勘定から金が出ておるといふ御指摘があつたわ

第三部 法務委員会會議録第三号

けですが、この点をもう少し差しつかえない程度に詳しく御報告願いたいと思いますが。

○最高裁判所長官代理人(矢崎憲正君) これにつきましては、不起訴が不当であるというその理由をいたしまして、このように掲げられております。

前川静夫氏が徳島市弓町一丁目一番地の一の宅地を自分が社長をしている徳島新聞社から二百九十三万六千四百円で買い取って、その代金は、外遊中の給与や諸手当、せんべつ、手持ち金などによって支払い済みであつて、だから業務上横領の嫌疑はないというよう

なことにはなっているけれども、しかしながら、外遊中の給与、それから賞与、これらは五十万円からないし六十万円くらいのものである、前川氏が残余の二百万円くらいをどこから支出しているのか、その二百万円の出所が明らかでない、こういう点からも推して業務上横領の責任は免れないんだと、こういうような理由に相なつております。

○龜田得治君 それから、前川の宅地に関する点ですが、ただいまのは一丁目の一ですが、一丁目の一の二の部分です、この点に関する何か説明等がないでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(矢崎憲正君) その点につきましては、先ほど申し上げました四番目の事実に関する点でございますが、これにつきましてはこのように述べられております。それは、前川氏が自分の私宅建築のため弓町一丁目一番地の二の宅地を購入するに、徳島新聞社のB勘定から代金六百八十二万五千円が支払われ、前川静夫氏名義で登記されている事実

が認められる。そして、その代金の支払いについては業務上横領が成り立つものと認められるから、したがって、不起訴は不当で、起訴がしかるべきだという結論でございます。

主とした理由とするところは、前川氏のもとにいた武市仁一郎さんが米沢に命じてB勘定からこの宅地代金を支出させまして、前川氏個人の所有として、これを前川氏にそういうようにしたという話を話している。そういう事実が認められるに加えて、前川氏はみずから固定資産税を支払っている。したがって、後日借入書をB勘定に差し入れたというようないことがあつたとしても、前川氏個人の宅地の購入にB勘定から支出した業務上横領の刑事責任が解消するとは考えられない、こういう理由をつけておるわけでございます。

○龜田得治君 何か、後日、いま御指摘の点について、前川氏が新聞社のB勘定のほうに借入書を差し入れたと云つたようなことがはっきりしているのですか、報告書には。

○最高裁判所長官代理人(矢崎憲正君) この点は、先ほど申し上げましたように、議決書でこうなっているのをごいまして、私どものほうにはそれがほんとうに事実かどうか調査いたしております。議決書にはそういうことがうたわれておる、こういう趣旨でございます。

○龜田得治君 問題になつてゐる事柄につきまして一つ一つ説明を求めたものでは、これはたいへんな時間もかかると思つたので、代表的に私がいま前川の宅地の点についてだけ若干補足説

明を聞いたわけですが、そしてまた、この宅地の問題に関しては、当初この問題が徳島検察庁で取り上げられたときに、担当検事は、少なくともこの点に関する横領というものははっきりしておる、こういうことも言つていた問題なんです。また、徳島の市民の方々も、ほかの問題点というのはこれはなかなか形は見えないわけですが、しかし、この空地の問題に関しては、ちゃんとみんなが目で見、ああいうことをやっておるというのを知つておるわけであつて、非常にこれは注目をしておる最大の問題点なんです。そういう立場から若干補足説明をさしてもらつたわけだが、この点は検察当局として一体どう考へておるのか。これは前回の当委員会におきましても刑事局長に説明を求めたわけですが、なかなかその点の説明はされなかつたわけですが、ともかく検察審査会が検察庁のお調べになつた書類を基礎にして

そうしていまのような結論を出されてきておるのに、検察庁のほうはまるきり違つた結論を出されておるわけなんです。どこが一体食い違つておるのか、ことなるのか、その辺をもう少し解明してもらいたいと思つたわけですが。

○政府委員(竹内壽平君) 御質疑の御趣旨はまことにごもっともでございます。片や検察庁はその調べの職責を

持つておる役所でございます、その前も申し上げましたように、嫌疑十分分という結論を出しておるのでござい

ます。これに対して、検察庁が調べた全部の資料を検査審査会がこれまで慎重に検討をされました結果、これは嫌疑十分である、こういう結論で

ございますから、まことに相反する結論がここで二つの機関によつて出されておるといふ現実に直面いたしました場合に、先生の御指摘のような御疑念が存しますことはごもっともでございます。私どもも、その点につきましては、さらにこれは何らかの一步を進めて、そのいづれがさらに真相に適合するのであるかということをお明らかにすることが必要であるかと考へておるのでございます。

○龜田得治君 まあ十分御検討、再検討を願いたいわけですが、その前に、なぜ徳島地検がいままでの段階においてこの宅地問題というものを不起訴にしたのか、その過去の事態ですね、そこを一応明確にしてほしいという意味なんです。

○政府委員(竹内壽平君) その点は、この前も申し上げたかと思つたのでございますが、結論につきましては、先ほど申しましたように嫌疑十分ということになつておりますが、その嫌疑十分になりまして証拠関係その他、そういう結論に至りました判断の過程、証拠の評価といったようなことは、事柄が不起訴処分ということになつてお

りますので、これはまあ公にしないというのが検察庁の建前でございます。おそれ、検察審査会におかれましては、結論は示されたのでござい

ますが、なぜそういう結論になつたかという点の判断過程、証拠の評価というものはなかなか思うのでございまして、これはそれぞれの機関において法規にのつとつて正しい適正な判断、こういうことで、われわれはそれを信頼していくほかしらうがないの

じやないかというふうに考へておるの

でございます。私がここで検察庁の判断過程を公にいたしましたも、それは徳島地検の判断でございます、それがただいま述べております私もそう思うというのであるかどうかということ

は、これは別問題でございます。でございます。この判断の内容につきましては、公にこれをいたさないという建前がまあ不起訴事件の取り扱いについての私の立場でございますので、その点をひとつ御了承願ひたいと思つた。

○龜田得治君 一般的には、刑事局長の言われるような建前で不起訴事件についての答弁をしぼるといふことは、これは一応通用すると思つた。ただ、本件につきましては、徳島地区としては、非常に世論の注目を浴びた社会的な問題であつた関係上、徳島地検が不起訴にするときに、わざわざ検事正がこういう分厚い談話——説明書をちゃんと原稿を用意して発表までされた問題なんです。ところがその説明書を拝見すると、その説明書自体の中に、新聞社のB勘定から前川静夫の私宅建築用地の不動産購入のために金が出された、こう明記されているわけ

です。そうすると、個人の私宅のために会社の金が出たということをとにかくそこまで発表されているのであれば、一体それがどうして犯罪——横領に結びつかないのか、その点の付加的な説明を求めているにすぎない。徳島地検自体が不起訴処分だからということ、こういう詳細な発表すらも遠慮しておくというふうな扱われたのなら、別なんです。世間の目から見たら、これならば一応横領という結論

が出るのがほんとうじゃないか、この部分だけを読むとそう思うわけですね。だから、それに対する付加説明程度のことなんです。そういう立場で理解してもらって、できればその点をはっきりしてほしいと思います。検事正が声明したその声明文自体が普通やってならぬことをやったと書いておいて結論が違うから聞くわけですから。それで、かたがた検察審査会のほうでは、それはやはり自分の私宅のために会社の金を引き出したことは事実なんだから、これは起訴すべきだ、こう出てきているわけですから、それで説明を求められているわけですから、B勘定から出たけれども、これこれの理由で法律的には結局は横領にならないのだという見解を持ったに違いない、結論からみると、だから、なぜそういう理解を持ったかというところだけの説明なんです。それを求めているんです。

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのように、検事正がこの事件の社会的に注目された事件であるという観点から捜査の結果を現地に於いて発表されたと思うのでございますが、これは、法益上そのほうが相当であるという判断に立ってなされたことだと思えます。その際にもお言葉のように客観的にB勘定から出ているのだということを述べられたにもかかわらず、それは嫌疑なしという結論になっているということでございます。なぜそこはそういうふうになったのかというところは検事正は述べておられないようでございます。だいたいたしませんが、私どものほうといたしましては、それがなぜそうなのかというところは聞いてみたいところでございます。私は刑事局長として

は聞いております。聞いておりますが、検事正もあえてそこは発表しておられないところを私が検事正にとってかわつてこの公の議場で御説明をするということは、これはもう先ほど申しました事柄から申しましても私としては行き過ぎたということになるかと思っております。それはこういふ趣旨でございますというお答えはできないのでございますが、ただ、私は客観的に一つの、これも全く事件を離れて、私の見解と申しますか、私も法律家でございますので、そういう立場からの意見を申し上げます、ただ、このこととは異なるのじゃないか。なるほどB勘定から客観的にその金が出ておる。しかし、すべて犯罪は、故意、犯意がなければ、客観的に構成要件に該当しておられますも、それを断定するなわら犯罪であるといふに断定できないことは御承知のとおりであります。したがって、そこに犯意の関係等において証拠が十分でなかったというふうなことになるのじゃないだろうか、こういうふうな想像をして申し上げる、これは法律家として一つの考え方を申し上げるわけでございますが、そういうふうな徳島地検が判断をしたかどうかというところは私として公に申し上げることは差し控えますけれども、私は法律家としてはそういうふうな考え方もあり得るんじゃないかというところだけを申し上げたいと思っております。

○龜田得治君 そうすると、刑事局長の推測としては、六百八十二万円というばく大な金が新聞社のB勘定から出ていることを社長である前川自身は知らなかった、それで犯意はないのだというところですが、そこら辺が私は検察審査会と検察庁の意見の非常に分かれてくるところじゃないかと思っております。それは幾ら知らないかという言いのがれをしても、一般のしろうとは、第三者の人は、自分の私宅の土台である土地の購入資金がどこから出たか知らなかった—それはまあ十万円や二十万円程度のものなら、これはまあ前川というのは徳島の大ボスですから、そんな程度の金ならそういうこともあり得るが、そのばく大な金を知らなかったというところを前川は言うに違いない。しかし、そういうことを一体言うたからといって通るものだろうかというところに私は一つの問題点があると思う。まあいわゆる陪審とか常識というものを裁判の中にもっと入れなければいけぬという意見が一方ではいろいろの意味ではあるわけですが、そういうところに検察審査会との分かれ目があるように思うんですね。だから、そういうことでしよう。どうです、もうちょっと……。だいたい中へ入ってきたような感じがする。

○政府委員(竹内壽平君) 抽象論としてお言葉がございましたので、抽象論をもってお答え申すわけですが、仰せのように、ある犯罪について自分では知らなかったというふうな弁解、そういう弁解さえすればすべて事件はつづれていくというふうなものじゃないかというところは、いままでの幾つかの過去のいろいろな事件を見ましても、そんな取り扱いを検察庁がしているとは思いません。また、事実そういうふうになつていないと思っております。しか

しながら、その弁解が真実に合うということがその他の証拠によって認められます場合には、それをしも犯意ありというふうな断定しないこともこれまで検察庁がやっておることでございまして、その点は検察庁としては非常に慎重な態度で従来事件の取り扱いをやっておると思っております。それから先生のただいま現地でございというふうな発表して先ほどお答え申し上げておるわけでございますが、私どものほうへ発表した要旨というふうなものも現地からいいたいでございまして、それにはそういうことは書いてないわけでございます、まあ私は書いてないことを——以外のことも発表しておると思えますので、ただいまの先生のお言葉を信じましてお答えしたようになつてございます。

○龜田得治君 わしが何か検事正の発表文に少し付加しておるような感じのことをおっしゃったわけですが、これはここにございまして、ちゃんと、それで、その発表文の第三項、第三項のさらに内訳が(1)(2)とあるわけですが、(1)の中にきちんと言っているわけなんです。それは本文のその部分だけを申し上げますと、「B勘定から支出された主な費途として判明したものは、和歌山新聞増資株払込資金、四国放送株式など諸株式の買集め資金、社屋建設費の一部、大阪支社長宅、前川静夫の私宅建築用地などの不動産購入資金等、合計約六千三百二十万円に達している。」とこれはきちんとして記述があるわけなんです。だからこの発表文だけを見れば、どうしてこの点の問題にならぬだろうかと第三者が考え

るのはあたりまえなんです。だいたい、そういう声明文を原文どおり発表文を法務省のほうに送らぬというのには大体おかしな感じがする。そのままだを送るべきでしょう。これは最高検でも法務省でもいろいろ検討されていた事件なんです。その検事正は、何かこの発表文の中で上のほうの方に見られたら困るといふようなことでもあつてそういう簡略なものにされたわけですか、それは。

○政府委員(竹内壽平君) 私のほうでは、いまおっしゃる通りに、こちらでも御審議を願つておられますので、関心を持っておるわけでございます、新聞発表されたというところを聞きまして、直ちに、新聞発表したというところだが、その内容を知らしてほしいという電報を打ちまして、その回答として、新聞発表したものを速達便で発送したという返事が来まして、その速達便が参つておるわけでございますが、そのほうに談話として一項から四項にわたつて書いてございまして、それから三項と書いてお述べになつたことと私どものほうにいたしておられます談話の報告に書いてありますことは違つておるわけでございますが、しかし、私はこれはほうを報告したとかなんとか言うのはございませぬ、発表してございませぬ、聞かれた人が疑問があれば質問をいたしてございませぬ、質問がなければ質問をいたしてございませぬ、骨子はこれでございますけれども、それに付加して答えるというところもあるかと思つたので、別段これを私どものほうと違つたらんことを発表

しているはずはないなどとは私申さないわけですが、報告を聞いておるのは違つておるといふことだけをここに申し上げたわけでございます。

○龜田得治君 それははなはだ不可解なことを聞くわけですが、談話というのはこの紙一枚です。これは一、二、三、四項を簡単に書いてある。しかし、これではよくわからぬので、別に発表文という詳細な説明書がこれの数倍のものがついておるわけなんです。それを検事正がなぜ一体上のほうに送つてこぬのか、これを一べん調べてみて下さい。

○政府委員(竹内壽平君) さっそくその件を調べてみます。なお、その発表文の中にすでに発表しております事柄につきまして、私はここで捜査の秘密を理由に申し上げないというふうなそういう態度は絶対とらないつもりでございます。

○龜田得治君 それではちょっと私わかりました。刑事局長が不起訴処分だからあまり突っ込んで説明したくないところおっしゃる気持ちはわかるわけだが、私のほうはまたその地元の検事正がちゃんと発表しておることについてその付加説明を求めめる程度のことなんだから、なぜ言えぬのか、こういう立場でいままでも押し問答しておたわけだが、私は、この詳細な発表文があなただけに送られておる、こういう立場でいままでもやってくるわけです。あなたのは、談話という前の簡単な要約したものしか持つておらぬものだから、あまり突っ込んで言うては困るという立場であったように思うわけですが、そういうことは私いままでも想像

してはなかつたものですからね。なぜそういうばかげた、ちゃんと地元で発表しながらそれを上に送つてこぬのか、そこをひとつ究明してほしいと思つておられます。

そこで、次に移りますが、検察審査会からそういうふうな結論が出まして、検察庁としては現在これをどういうふうな扱われておられますか。

○政府委員(竹内壽平君) 検察庁としては、この謄本の送付を受けましてから、新しい検事正にもなりまして、次席検事もかわつておりますので、陣容を新たにしておりますので、さらに疑点につきましては独自の立場でもう一回再検討をしてみようというところで再検討を行つておる反面、足らないところについては再捜査もするということ、ただいま再検討並びにそれに伴う再捜査を開始し、実施をいたしておるといふ報告を最近受け取つております。

○龜田得治君 これは徳島地検の前の係とは全然別個な検察官がやつておるわけですね。

○政府委員(竹内壽平君) 前の主任検事がそのまま当つておるか、別の検事が当つておるか、これはちよつとつまびらかにいたしませんけれども、監督者である検事正、次席は全く前の方とは違つておられます、その監督指導のもとにやつておることでございますので、全く第三者的な立場で客観的のごとを見ていこうという態度であることは、私もそう信じていいと思つております。

○龜田得治君 たとえば裁判所等でも、上級裁判所で下級のほうに差し戻しになる、そういう場合には、前の

裁判官と別人がその事件を担当するといふふうなやつておるわけですね。これは理屈として当然だと思つておる。で、検察庁の場合にはそういうことに関しての明確な規定があるわけでもないと思つておる、しかし、このやり方としてはやはりそういうふうなやるときは、検察庁にはそういう明確な規定はございませんのでありますが、実際の運用におきましては、裁判所のやり方等に準じておる、全く新たな立場でやるという場合には、全然その事件に

関与したくない検察官を選んで事に当たらせるといふ運用を實際問題としていたしておられます。でありますから、おそろしくこの事件につきましても、そういう態度に出るものと思つておる。でございますが、この事件は重大事件でございますので、次席検事が実質上の主任検事になつてやつておつたやうでございますので、今度は次席検事が

かわつておられますから、新しい次席検事の実質的な主任検事のものにいまの再検討、再捜査ということを処理しておるのじゃないかといふふうな思つておられます。

○龜田得治君 そこで、検察審査会から検察庁とは違つた結論を出して送られてきたという場合の検察庁の取り組む方ですね。こういうことを承りたいわけなんです。本件だけじゃない、そういう事態になつた場合に、一体、どういふ腹がまえであるのか。

○政府委員(竹内壽平君) これは私から申すまでもなく、起訴した事件に

つきましては裁判所という機関で公に処理されるわけでございます。不起訴になり公に中身をしないというたてまえをいつておられます。そうすると、検察官の不起訴の処分をした場合の中身について国民としては重大関心を持つ。そこで、検察審査会という民主的な機関によってその審査の機会をつくり、それによって審査をしてもらうというところで、捜査の秘密とそういう中身の公正とを担保しよう、こういう目的から生まれてきた制度でございます。

○政府委員(竹内壽平君) これは、いま御質問のことで尊重という意味が結論をそっくりそのままのむというのが尊重であるということになりますと、事件が検察官の専門家の目から見てどういふ証拠が十分でないといふふうな考えましても起訴してしまつたというやり方もございます。まあそういうやり方をしたほうがいいか、あるいは、自分らの気がなかつた点で指摘をされておる点があれば、それを十分またさらに捜査をしてみても、もう一回虚

心たんかい判断をして、そうしてやはりこれは起訴をしないほうが相当だといふ結論になりましたならば起訴をしないでおくと、こういう態度がいいかといふ問題だと思つておられます。自分らの意見と違つた議決が来たから左へ不起訴と、こつとやつてしまつておるといふことであれば、これはもう尊重してない態度だと私は思つておる。しかし、どの事件につきましても、検察審査会で結論として検事の処分と反対の結論が出ましたのは、検察庁の取り扱ひをいたしましたは、全部検事総長が自分で必ず見る書類の中に入れてあるわけでございます。そして、検察庁ではそういうものがあれば必ず報告を私どものほうにもよこします。そうして、それについてのすぐ再捜査を始めたとか、あるいは検討しておるとか、その経過を報告

に尊重するようには言われませんが、実績というものは、いま申し上げたような逆ではないかといふふうな思われるわけですが、尊重しておるのであれば、もつとこの数字といふものは違つてこなきゃいかんのではないかと思つておられますが、どうでしょう。

○政府委員(竹内壽平君) これは、いま御質問のことで尊重という意味が結論をそっくりそのままのむというのが尊重であるということになりますと、事件が検察官の専門家の目から見てどういふ証拠が十分でないといふふうな考えましても起訴してしまつたというやり方もございます。まあそういうやり方をしたほうがいいか、あるいは、自分らの気がなかつた点で指摘をされておる点があれば、それを十分またさらに捜査をしてみても、もう一回虚

して、その結果慎重に検討したけれども起訴をしないほうがよいという結論になったから起訴をしなかったというふうな逐一報告をしてるのでございまして、右から左に意見が違うというので検察庁の意見どおりに処理をしたなんという事件は一件もないのでございませう。そういう意見におきましては、私は非常に尊重してやっておるというのを申し上げて一向はばからないのでございませう。

ただ、事件の処理としましては、刑事事件でおよそ嫌疑があればみんな起訴して、無罪率を二割、三割といったようなそういう事件の運用をするのがよいということとやっておる国も外国のほうにはあるようございませう。日本は、伝統的に、起訴しないほうが刑事政策に合うというふうな考えました場合には、極力起訴はしないで改過遷善をはかる。また、どうせ裁判所に持っていくも事件は立たないんだという見通しに検察庁としても十分検討した結果なる場合に、あえては起訴をしない。これは検察庁の長年の伝統でございまして、現在無罪率というものは〇・五%から六%というふうな非常に低い率になっておるのでございませうが、検察審査会事件だけはもっと高く運用するのがいいかどうか、これは検討を要する問題でございませうが、従来の取り扱いといたしましては、尊重して必ず再検討の余地を残しているわけにございませう。しかも、その結果に基づいてさらに慎重に処理しているわけにございませう。その処理の段階におきましては、検事総長までの処理の結果を見ておるといふことになつておるわけにございませう。これは

検察庁としては最大限の尊重の態度でいるというふうな申し上げていいと思つてございませう。

○亀田得治君　そうすると、手続としては、地検だけできめないうで、高検を通じて最高検まで来て、そうして最終的に処理されるわけですね、この種の事件は。

○政府委員(竹内壽平君)　これが稟請事件になるというのにはございませうで、処理はもとより地検の判断でございませうけれども、中身を検事長、検事総長まで知つておきますので、その捜査報告のいかんによりましては、検事総長からもさらに意見を求められることもありませうし、指揮も出るのでありませう。検事長からもそういうことがあるというふうなことで、つまり上級官庁の監視のもとにおいて再捜査が行なわれ、再検討が行なわれる、こういう形になつておるわけにございませう。

○亀田得治君　その点はわかりました。そこで、もう少し検察審査会の結論の扱い方について一歩深めて質疑をしてみたいわけですが、現在の検察官の立場は、一般の事件の扱いの場合には、有罪の証拠がきちんとはつきりそろつていても、起訴するしない、その点の考慮を払うことができる制度になつておるわけですね。そこで、検察審査会から回つてきた場合には、私はその点は相当変わらなければいかんのかなんかというふうな考へておるわけにございませう。検察審査会から事件が回されてまいりまして、法律の解釈として無理がある、あるいは証拠をそろえるのに無理があるという場合は、これは別なんです。そうでない場合に

は、検察官のそういう情状の考慮というものは排除されなければいかんものだというふうな考へるわけにございませう。その点はどういうふうにお考へておらう。

○政府委員(竹内壽平君)　それは確かに私もその点は同感でございませう。検察官が見てこれは認められるのであるけれども、いままで処理してきただいふいろいろな事件との比較対照において、事情くむべき情状として起訴猶予という結論をかりにいたしたとします。が、検察審査会は、そういう情状はやはり考慮する必要があるというふうな意見を述べられる場合があると思つてございませう。そういうものにつきましては、徹底的に排除するといふかたい態度で臨むことは、これは私もいささか同意いたしかねるわけにございませうが、そういう考へ方につきましては、検察官は、何といひますか、十分その考へ方を考慮に入れる必要があるというふうな考へ方でございませう。ただ、申すまでもないことではございませうが、非常に一般の標準と違つて、かなり大きな立場で情状を判断いたしますが、検察審査会におきましては、あるいはまた個々の裁判所におきましては、当該事件についてもおきまして、たとえば財政犯のごときものにつきます。かつて一厘事件など申して、検事は何でも有罪になるなら起訴するということに起訴した。しかし、起訴した以上は、有罪である以上、無罪とするわけにはいかないけれども、何と申しますか、いわゆる一厘事件でそんなものは無罪だという

裁判があつて、われわれも参考にしておる事例があるわけにございませうが、それは極端な例でございませうが、そういうような場合に、なお検察審査会が起訴すべきだという意見であるから、検察官がそれに応じて一般の標準とはかなりひどい違いがあるけれどもなおやるべきであるかどうかというふうなことになるかと、これは一がいに言えないのでありまして、そういう考へ方については、いままで考へておるよりもっと尊重した態度で臨むべきだといふことは全く同感でございませうが、それだからといって全部それを排除してしまつてそういうものは考慮してはいかんのだというふうな見方は、これはとるべきでないというふうな考へておらう。

○亀田得治君　私の意見を原則として認めながら、若干あまり厳格過ぎても困るというふうな御意見のようですが、その点はやはり踏み切つていいんじゃないか、情状の点は、そうしませんと、そういう専門家でない人がいろいろな世間の標準から見てもいろいろものを検察官が起訴しないのはけしからんというその常識を生かしていろいろ、できるだけそういう常識というものが検察運営の中に入つてくるようにというところがどういふ審査会制度のある根拠なんですか。だから、私はほんとうは情状については厳格に、もつと欲を言うならば、そういう証拠の問題、あるいは法律解釈の問題等にしても、案外検察官というものが専門家であるだけにかたく考へ過ぎておる点があるかもしれん。で、しろうととして、どうも現実に起きておる事態を見ると、そういう解釈はふに落ちない。

い。あるいはまた、証拠の問題につきましても、極端なことをいへば、多少証拠が足らなくても前後の事情でわかるんじゃないか、多少証拠が足らぬといつて逃げていくのは承でございませう。ちよつと言葉の言い直しなどのがれてしまふのは納得できない。こういうふうな気持を持つところに、しろうと意見の参加というもののよさがあるわけなんです。だから、法律解釈なり証拠の面につきましても、もつと私はこの制度の趣旨に沿つたような立場でやはり考へてほしいんです。決して私はあまり根拠もないのにどんでん人を起訴したいというふうな暴論を吐いておるわけじゃないんです。どうせこういう問題が起きている場合には、当事者間の非常なあつれきがある、あるいは社会的に注目を浴びている問題ですからね。やはりそういうことを背景にして審査会の皆さんも結論を出すわけですから、この感覚というものは、やはり法律解釈、証拠等の見方についても尊重されんといふかと思つてございませう。その点はどうでございませうか。

○政府委員(竹内壽平君)　全く同感でございませう。

○亀田得治君　そういう立場でやつていただきますと、この徳島の事件の最終の扱いというものはなかなか予断を私は許さぬと思つておるわけにございませう。検察官が一べん結論を出したから、何とかその筋を立てていこうというふうなちよつぱけなことを考へないでやつてほしいわけにございませう。大きな態度でやつてもらふことの方が、結果においては検察官のやはり信用も私は高

まるゆえんだと思わうわけです。そこで、最後に付加してお聞きしたいのは、最高裁のほうにお聞きしますが、この徳島の檢察審査会の審査が始まりました後に、問題の前川静夫氏より徳島の地裁所長あるいは審査会の事務官あるいは審査会長などに相当さつてい手紙等が出されたように聞いているわけですが、そういう点について何か知っておられましたらお答えを願いたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) ただいまの御質問でございますが、私どものほうは檢察審査会の仕事についてあまり詳しい報告は從來受けておられない慣例になっておりまして、そのような抗議文のようなものが出ていたというところはまだつまびらかにいたしておりませんが、しかし、何らかの方法でそういうことがあったかどうかを確かめてみたいと存じております。

○亀田得治君 これはぜひひとつ、突然聞かれてもわからぬかもしれませんが、お調べを願いたいと思います。といひますのは、こういう事件が起きたというのは、普通地方のどの府県に行きましても、たいてい新聞社というものは二つくらいあるわけですね、有力な地方紙というものは、徳島県では徳島新聞一つなんです。ほかにもありますが、いわゆる対立しているほどの大きな力のものじゃないんです。一つなんです。徳島市では、徳島新聞の社長が四国放送という放送機関の社長も兼ねている。全くマスコミ関係というものを独占したわけなんです。ね。かつてなふるまいを始めるというところから起きてきている問題なんです。で、そういうことがまた心ある人の批

判の対象にもなる。したがって、檢察庁の処分が出たときには、裁判所、檢察庁でもああいうマスコミを独占してがんばっているポストにはやはりだめなんだと、こういう批判がありまして、本来ならば、これだけ問題になったことですから、告発人が当然みずから審査会を持っていく案件です。ところが、もうむしろ持っているってだめだというふうな感じを持っておるわけなんです。そういう一般の市民から見れば、檢察庁も裁判所も審査会もみんな一つにうつるわけです。それでまた、前川静夫氏のほうも審査会という独立機関に対して干渉するような文書を出したやに聞かれています。これはほんとうにそういうものが出ていたとしたらけしからぬ行動だと私たちが思っているんです。

それで、ぜひ今後の取り調べというものをひとつ既往のことにかかわらないで、公正にやってもらおう。審査会の諸君なり市民の皆さんがやっぱり納得できるように結論を希望しておきます。

一応きょうのところはこの辺で。○委員長(中山福蔵君) 本件に関する調査は一応この程度にいたしまして、本日はこれをもって散会いたします。午後零時二十二分散会

不動産登記法の一部改正する法律 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。 目次中「第百五十七条の二」を「第百五十七条の二」に改める。 第四十四条の二第一項中「提出シテ」の下に「所有権ニ関スル」を加える。 第六十条第一項中「其登記ガ」の下に「合筆又ハ合併ノ登記以外ノ」を「要セス」の下に「其登記ガ不動産ノ合筆又ハ合併ノ登記ナルトキハ合併ニ因リテ所有権ノ登記ヲ為シタル旨ヲモ記載スルコトヲ要ス」を加え、同条第二項中「申請書受附ノ年月日、受附番号、登記権利者ノ氏名、住所」を削り、「登記義務者ノ氏名、住所」を「登記義務者ノ氏名」に改め、同条第三項を削る。 第八十一条の二第二項中「測量図ヲ」の下に「、所有権ノ登記アル土地ノ合筆ノ登記ノ申請書ニハ合併前ノ何レカ一筆ノ土地ノ所有権ノ登記ノ登記済証ヲ」を加え、同項の次に次の一項を加える。 第四十四条及び第四十四条の二ノ規定ハ前項ノ登記済証が滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス 第八十一条の四に次の二項を加える。

属スル不動産ニ関スル権利ト共ニ先取特権、質権又ハ抵当権ノ目的タルトキハ其登記所ノ数に依リタル共同担保目録ヲモ添付スルコトヲ要ス 第八十一条の二第四項ノ規定ニ依リ先取特権、質権又ハ抵当権ノ登記アル土地ノ分筆ノ登記ヲ為ストキハ登記官ハ前項ノ規定ニ準ジ共同担保目録ヲ作成スルコトヲ要ス 第八十三条第一項中「且所有権以外ノ権利ニ関スル登記中ニ甲地ト共ニ其権利ノ目的タル旨」を削り、「要ス」の下に「此場合ニ於テ所有権、先取特権、質権及ビ抵当権以外ノ権利ニ付テハ甲地ガ共ニ其権利ノ目的タル旨ヲ、先取特権、質権又ハ抵当権ニ付テハ既ニ他ノ権利ガ共ニ其権利ノ目的タル旨ノ記載アルトキハ除キ共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ関スル権利ガ共ニ其権利ノ目的タル旨ヲ記載スルコトヲ要ス」を加え、同条第二項中「乙地ト」を「先取特権、質権及ビ抵当権以外ノ権利ニ付テハ乙地ガ」に改め、「目的タル旨ヲ」の下に「先取特権、質権又ハ抵当権ニ付テハ既ニ他ノ権利ガ共ニ其権利ノ目的タル旨ノ記載アルトキハ除キ共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ関スル権利ガ共ニ其権利ノ目的タル旨ヲ」を加える。 第八十四条中「第八十一条の四」を「第八十一条の四第一項」に改める。 第八十五条第二項中「前項ノ場合ニ於テハ」を「前項ノ場合ニ於テ乙地ガ所有権ノ登記アル土地ナルトキハ」に「相当区事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ所有権及ビ地役権ノ登記ヲ転写シ所有

権ノ登記ガ合併シタル部分ノミニ関スル旨又ハ」を「甲区事項欄ニ申請人ノ氏名、住所及ビ合併ニ因リテ其者ノ所有権ノ登記ヲ為ス旨ヲ記載シ乙区事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ地役権ノ登記ヲ転写シ」に、「目的タル旨」を「目的タル旨ヲ記載シテ夫々」に改め、同条第三項中「所有権又ハ」を削る。 第八十七条第一項中「相当区事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ所有権及ビ」を「甲区事項欄ニ申請人ノ氏名、住所及ビ合併ニ因リテ其者ノ所有権ノ登記ヲ為ス旨ヲ記載シ乙区事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ」に、「関スル旨」を「関スル旨ヲ記載シテ夫々」に改める。 第八十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及ビ第二項」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。 滅失シタル土地ガ他ノ不動産ト共ニ先取特権、質権又ハ抵当権ノ目的タル旨ノ登記ハ共同担保目録ニ之ヲ為スコトヲ要ス 第九十条第四項中「第五十一条第三項、第六十条の二及ビ第六十五条」を「及ビ第六十条の二」に改める。 第九十三条の三第二項中「平面図ヲ」の下に「添付シ所有権ノ登記アル建物ノ合併ノ登記ノ申請書ニハ合併前ノ何レカ一箇ノ建物ノ所有権ノ登記ノ登記済証ヲモ」を加え、同項の次に次の一項を加える。 第四十四条及び第四十四条の二ノ規定ハ前項ノ登記済証が滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ三に次の一項を加へる。

第八十一條ノ四第二項ノ規定ハ先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アル建物ノ分割又ハ区分ノ登記ノ申請ニ之を準用ス

第九十六條ノ二第一項中「第九十四條ノ二第一項」を「第九十四條ノ二第一項本文」に改め、「甲建物」の下に「及ビ乙建物」を加へ、「且所有權以外ノ權利ニ關スル登記中ニ乙建物ト共ニ其權利ノ目的タル旨ヲ記載シ乙建物ノ相當區事項欄ニ甲建物ノ家屋番号及ビ其權利ニ付キ同一事項ノ登記アル旨を記載シテ夫々」を削り、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加へる。

此場合ニ於テハ第八十三條第一項後段及ビ第三項乃至第六項ノ規定ヲ準用ス

第九十六條ノ二第二項を次のように改める。

第八十三條ノ規定ハ第九十四條ノ二第一項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十七條本文中「乃至」を「及ビ」に改め、同条ただし書を削る。

第九十八條第二項に後段として次のように加へ、同条第四項を削る。

此場合ニ於テハ第八十五條第二項ノ規定ヲ準用ス

第九十九條に次の一項を加へる。

第二百二條中「不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ第百條第二号又ハ第三号ノ規定ニ依リテ」を「前条第二項ノ規定ニ依ル登記ノ申請アリタル場合ニ於テ」に改め、「又ハ囑託書」及び「第百條第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル」を削る。

第二百二條第二項を次のように改める。

第百一條第二項規定ハ不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有權ノ処分ノ制限ノ登記ヲ囑託スル場合ニ、第百二條ノ規定ハ其囑託アリタル場合ニ於テ所有權ノ処分ノ制限ノ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

第百十五條中「記載シ若シ登記原因ニ弁済期ノ定アルトキハ之ヲ」を削る。

第百十六條中「若クハ弁済期」を削る。

第百十七條中「弁済期ノ定アルトキ」及び「其發生若クハ支払時期ノ定アルトキ」を削り、「消息」の下に「弁済期又ハ」を加へる。

第百二十二條第二項中「前項ノ場合ニ於テ不動産ガ五箇以上ナルトキハ申請書ニ」を「前項ノ申請書ニハ」に改め、同条第三項を削る。

第百二十三條に次の三項を加へる。

前項ノ申請書ニハ前ノ登記ガ數箇ノ不動産ニ關スル權利ニ關スルモノナル場合ニ於テ其不動産ノ全部又ハ一部ヲ管轄スル登記所ニ他ノ一箇ノ不動産ニ關スル權利ヲ目的トスル先取特權、質權又ハ抵當權ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スルトキヲ除キ共同担保目録ヲ添付スルコトヲ要ス

前項ノ共同担保目録ニハ前ニ登記ヲ為シタル先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タル不動産ニ關スル權利ノ表示ヲモ為スコトヲ要ス但前ノ登記ガ數箇ノ不動産ニ關スル權利ニ關スルモノナル場合ニ於テ其不動産ノ全部又ハ一部ヲ管轄スル登記所ニ申請スルトキハ此限ニ在ラズ

數箇ノ不動産ニ關スル權利ヲ目的トスル先取特權、質權又ハ抵當權ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ前ノ登記ニ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スル不動産ニ關スルモノアルトキハ申請書ニ其登記所ノ數ニ応ジタル共同担保目録ヲモ添付スルコトヲ要ス一箇ノ不動産ニ關スル權利ヲ目的トスル先取特權、質權又ハ抵當權ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ前ノ登記ガ一箇ノ不動産ニ關スル權利ニ關スルモノニシテ其不動産ガ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキ亦同シ

第百二十五條第一項中「他ノ不動産ニ關スル權利ノ表示ヲ為シ其權利」を「共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ關スル權利」に改め、同条第二項を削る。

第百二十六條に第一項として次の一項を加へる。

共同担保目録ニハ登記スベキ先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タル各不動産ニ關スル權利ノ表示ヲ為シ申請人又ハ之ヲ作成スル登記官之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

第百二十六條に次の二項を加へる。

第百二十三條第二項ノ共同担保目録又ハ第百二十七條第三項ノ規定ニ依リ送付セラレタル共同担保目録ハ前ノ登記ニ關スル共同担保目録アルトキハ其共同担保目録ノ一部ト看做ス

前項ノ規定ハ第八十一條ノ四第二項（第九十三條ノ三第六項）ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。若クハ第八十一條ノ四第三項ノ共同担保目録又ハ第百二十八條第二項ノ規定ニ依リ送付セラレタル共同担保目録ニ之ヲ準用ス

第百二十七條を次のように改める。

第百二十七條 第百二十五條ノ規定ハ第百二十三條ノ規定ニ從ヒテ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

手続ヲ為スコトヲ要ス

第百二十八條第一項中「消滅ノ登記ヲ為シ」を「登記ヲ抹消シ」に、「他ノ不動産ニ關スル權利ニ付キ第百二十五條ノ規定ニ從ヒテ」を「共同担保目録」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第二項を削る。

前条第三項前段ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テ第八十一條ノ四第二項後段ノ共同担保目録又ハ同条第三項ノ規定ニ依リ同条第二項後段ノ規定ニ準ジ作成シタル共同担保目録アルトキハ之ヲ他ノ登記所ニ送付スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル通知又ハ送付ヲ受ケタル登記所ハ遲滞ナク第一項ニ定メタル手続ヲ為スコトヲ要ス

第百三十六條中「若シ登記原因ニ弁済期ノ定アルトキハ之ヲ記載シ」を削る。

第百四十四條第三項中「及ビ第四十四條ノ二」を削り、同条に次の一項を加へる。

第四十四條ノ二ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル第四十四條ノ規定ニ依ル書面ヲ提出シテ所有權ニ關スル仮登記ノ抹消ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に不動産登記法第四十四條の規定による書面を提出してされた登記の申請で、所有權に關する登記の申請以外のもの

のについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に合筆又は合併の登記のされた不動産に關し、この法律の施行後に所有権の登記名義人が登記義務者として権利に關する登記を申請する場合には、不動産登記法第三十五条第一項第三号の書面として、合併前のいずれか一個の不動産の所有権の登記の登記済証及び合筆又は合併の登記済証を提出することができる。

4 この法律の施行前に不動産の合併により移し、又は転写した所有権でこの法律の施行の際現に効力を有するものがある不動産については、登記官は、法務省令で定めるところにより、この法律による改正後の不動産登記法(以下「新法」という。)第八十五条第二項(第九十七條及び第九十八條第二項において準用する場合を含む。)又は第八十七條第一項(第九十八條第一項において準用する場合を含む。)

5 この法律の施行前に登記された数個の不動産に關する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権でその目的たる不動産に關する権利が共同担保目録に記載されていないものがある場合において、この法律の施行後に同一の債権に關する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記を申請するときは、申請書に前に登記された先取特権、質権又は抵当権の目的たる不動産に關する権利を添附しなければならない。この場合には、新法第二百二十三条第四項前段の規定を準用する。

6 前項の登記の申請があつた場合において、その登記をしたときは、前の登記にこの法律による改正前の不動産登記法(以下「旧法」という。)第二百二十五條第一項又は第二百二十七條第一項の規定によりされた表示及び記載を抹消し、前の登記に旧法第二百二十五條第二項(第二百二十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定によりされた記載がある場合を除き、その登記共同担保目録に掲げた他の不動産に關する権利が共にその権利の目的である旨を附記しなければならない。

7 新法第二百二十七條第三項の規定は、附則第五項の登記をした場合において、同項後段において準用する新法第二百二十三條第四項前段の共同担保目録があるときに準用する。

8 前項の規定により共同担保目録の送付を受けた登記所は、遅滞なく、附則第六項に定めた手続をしなければならない。

9 新法第二百十六條第三項の規定は附則第五項前段の共同担保目録又は附則第七項の規定により送付された共同担保目録に準用する。

10 附則第五項から前項までの規定は、この法律の施行前に登記された先取特権、質権又は抵当権で、その登記に旧法第二百二十五條第一

項(第二百二十七條第二項において準用する場合を含む。)

11 この附則に定めるもののほか、

12 この法律による不動産登記法の改正に伴う登記の手續に關し必要な経過措置は、法務省令で定める。(不動産登記法の一部を改正する等の法律の一部改正)  
 不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和三十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。  
 附則第三條第一号中「第八十三條第三項、第八十四條を」第八十二條に、「第八十七條を」第八十三條に、「第八十七條を」第八十三條に、「第八十七條を」第八十三條に、「第八十七條を」第八十三條に改め、同條第二号中「第八十三條第三項から第六項まで、第八十四條を」第八十二條に改め、「第八十七條、第八十九條」を削り、

第六十條第一項ただし書	不動産ノ表示ニ關スル登記、	不動産若クハ	を
第六十條第一項ただし書	不動産ノ表示ニ關スル登記、	不動産若クハ	を
第八十二條第一項	不動産ノ表示ニ關スル登記、	不動産若クハ	に改め、
第九十四條	為ス場合	為シタル場合	を
第九十五條第一項	為ス場合	為シタル場合	を
第九十八條	為ス場合	為シタル場合	を

13 (担保附社債信託法の一部改正)  
 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。  
 第一百九條ノ二第一項中「乃至第七号」を削る。  
 (立木に關する法律の一部改正)  
 立木に關する法律(明治四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。  
 第十八條第二項中「及第二項」の下に「並ニ第二百二十七條」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。  
 前項ノ規定ニ依リ先取特権又ハ抵当権ノ登記ヲ転写スル場合に於テハ其ノ先取特権又ハ抵当権ノ登記ニ關シ既ニ共同担保目録アルトキヲ除キ登記官ハ共同担保目録ヲ作成スルコトヲ要ス